



農業経営をしっかりサポート!







# お支払いの対象となる事故



<mark>とした経験</mark>ありませんか?



衝突·接触



異物の巻込み



墜落·転覆



ぬかるみからの 引揚げ費用 ※引揚げの際の破損は支払対象外





鳥獣害





破裂·爆発



風水害・雪害・土砂崩れ などの自然災害 (地震・噴火・津波による損害は除きます。)



上記の事故により、損害が発生した場合は、すみやかにNOSAIへご連絡ください。 損害発生の通知が遅滞し、事故が確認できないときは、お支払いできないことがあります。

# 共済金のお支払い

- 損害額が新調達価額の5%に相当する額又は1万円のいずれか低い額を超えた場合、共済金 をお支払いします。
- 1年以内に事故による損害を復旧することが条件となります。 ※復旧しなかった場合は、時価損害額に加入割合を乗じて得られた額でのお支払いとなります。

災害共済金

二(損害額-免責額)×

加入共済金額

新調達価額(新品価額)

加入の仕方でこんなに違う!

新調達価額300万円のトラクターの場合

#### Aさんの場合 Bさんの場合 300万円(加入割合100%) 120万円(加入割合40%) 加入共済金額 (掛金14.400円) (掛金5.760円) 衝突事故発生!!損害額50万円!!(稼働中免責10%) 50万円-5万円 × 300万円 (10%免責) × 300万円 50万円-5万円 × 120万円 (10%免責) × 300万円 共 済 金 8万円 あ~あ。こんなに 満額加入で 自己負担金が 助かった~! いるなんて…。

# 加入できる農機具:整備管理が十分されている農機具

● 新品または中古で購入されたトラクター、ロータリー、ハロー、田植機、コンバイン、管理機、 乗用草刈機、動力噴露機など

※トラクターの附属装置(ロータリー・ハロー等)は、本体とは別々の加入となります。

# 補償額は:1台 10万円~1,500万円まで

# 共済掛金 : 共済金額 1万円当たり 48円(年間掛金)

共済金額

100a 300a 500a 800a 1,000a 1,500a

4,800<sub>m</sub> 14,400<sub>m</sub> 24,000<sub>m</sub> 38,400<sub>m</sub> 48,000<sub>m</sub> 72,000<sub>m</sub>

# (補償)期間:1年間の補償

●掛金をいただいた日の午後4時から1年間補償します。

## 新品で購入された農機具

新調達価額まで加入できます。 ※新調達価額とは当該農機具と同一または 類似の性能の新品価格。

# 中古で購入された農機具

■購入価額又は時価額のいずれか 低い額まで加入できます。 ※次ページの付保割合条件付実損てん補特 約を付帯しての加入となります。



# 特的 でさらにワイドな補償を!

# 付保割合条件付実損てん補特約

- ●中古農機具はこの特約付きでのご加入になります。
- ●部分損の補償を厚くすることができる特約です。

### 〈共済金計算例〉

災害共済金

=(損害額-免責額)×

加入共済金額

新調達価額(新品価額)×約定割合 (購入価格又は時価額のいずれか低い額を限度とします)

中古農機具加入の場合:

トラクター(新調達価額500万円/購入額200万円(時価額250万円)/共済金額200万円/損害額50万円/免責0%)

約定割合:100%を選択

約定割合:40%を選択

50万円 × 200万円 = 20万円 (共済金)

50万円 × 200万円 = 50万円 (共済金)

約定割合 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

共済掛金 99.74m 85.63m 75.22m 67.15m 60.77m 55.73m 51.70m 48.00m

(共済掛金計算例) 加入金額200万円で約定割合40%に加入の場合 200万円×85.63円 = 17.126円

## 臨時費用担保特約 (基本契約に加算される額 共済金額1万円当たり6.42円)

災害共済金のほか損害に伴う臨時の費用として次の共済金をお支払いします。

# 臨時費用共済金

● 災害共済金に10%を加算してお支払いします。

## 傷害費用共済金(1回の事故につき1名ごと)

- 共済事故により200日以内に死亡、または後遺障害を被ったとき 共済金額×30%(50万円限度)
- 共済事故により30日以上の入院加療(頸部症候群は除く)を要したとき 共済金額×5%(20万円限度)
  ※災害共済金が支払われる場合にお支払いします。

# 地震等担保特約 (基本契約に加算される額 共済金額1万円当たり10.71円)

地震等の事故により損害を受けた場合に、次式により地震等災害共済金をお支払いします。

地震等災害共済金

二 損害額 🛪

共済金額×0.5

新調達価額

※新調達価額の5%に満たない損害には支払えません。



事故の内容や損害の部品によっては 損害額から免責額(①+②+③)を差し 引いてお支払いします 重要

- **1**
- ・稼働中の事故
- ・整備不良、操作不適切による事故
- ·責任期間内に2回以上(同一機種) の事故の場合

免責割合 10~50%



事故発生通知の遅延(1か月以上)

免責割合 10~100%



**3** 

#### 消耗部品に準じる部品

クローラ (アイドラー等含む走行部)

(アイドラー等含む走行部) 購入及び交換1年目10%。

※損害発生時には交換時期がわかる 整備明細書等が必要になります。

ただし、最高割合は80%。

以降、経過年数1年目につき10%増し。

爪類、チェーン類、刈刃・受刃、 カッターの刃など

免責割合

一律 40%

※免責額=損害額×免責割合



# お支払いできない事故があります

# 注意

# 1

#### 事故及び損害の確認ができない場合

- 例) 定期点検で農機具に損害が見つかったが、その原因がわからない場合は、共済事故の確認ができません。
- ※「いつ・だれが・どこで・どのようにして」損害が発生した のか確認できない時、お支払いできない場合があります。

# 2 故障、欠陥、摩滅、その他自然消耗

- 例)長年使っていた農機具の部品が金属疲労により壊れて しまった場合は、自然消耗になります。
- オイル、グリス、バッテリー、バッテリー液、フィルター、エレメント、ヒューズ、電球、プラグ、チューブ、ベルト類、ピン類、ベアリングなどの消耗部品のみに生じた損害

# 4 事故発生通知が1年以上遅れた場合

※事故が発生したら、すぐにNOSAIへご連絡ください。

# <u>5</u> 農作業以外の使用目的による事故

- 例)除雪作業のために、トラクターを運転しているときに事 故にあった場合は農作業以外の事故になります。
- **6** 故意もしくは重大な過失または法令違反
- 例) 飲酒運転により事故を起こしてしまった場合は法令違反にあたります。

# | | 凍結により生じた損害

例)冬の間トラクターのラジエータの冷却水を抜き忘れて いたため、凍結し破損していた場合があたります。

免責・お支払いできない事故の詳細については NOSΔIへお問い合わせください。

# ご契約の皆様へ

#### 〈金融サービス提供法に基づく重要事項説明書〉

この説明書は、農機具共済へのご加入にあたりあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。 よくご覧願いますとともに、この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧いただくか、 農業共済組合に問い合わせをお願いします。

#### 1.加入申込と契約の成立

農機具共済の契約は、ご加入される方が農機具共済加入申 込書に必要事項をご記入・捺印して申込み、組合がその申込 みを承諾したときに成立し、掛金を組合に納められた日の午 後4時から責任を開始します。

加入申込書には事実をありのまま、正確にご記入されるよ うお願いします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除 や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記 入内容の誤りにお気付きのときは速やかに組合に連絡願い ます。

#### 2.共済金の算定

損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は、 損害の額(復旧しないときは時価損害額となります。)を基に 農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定し ます。そのため、農機具の価額いつぱいまでのご加入をお勧め します。なお、共済金額がその農機具の価額を超えているとき は、超えた部分の共済金額は無効になります。

#### 3.共済金の分担

ご加入された農機具に補償内容を同じくする他の共済・保 険契約があり、それぞれのご契約の支払額合計が「共済約款」 に定める支払限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方 法により共済金を分担してお支払いします。

#### 4.損害防止及び事故発生の通知

ご加入された農機具には通常すべき操作と管理、損害防止 を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は、軽減に努 めてください。また、当該農機具に損害が発生したときは遅滞 なく、事故発生の通知をお願いします。加入者がこれらの努め を怠たられたときは損害額の一部若しくは全部を削減するこ とがあります。

#### 5.共済金を支払えない場合

ご契約期間中に発生した事故であっても、次のような理由 による損害には共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)共済金を受け取るべき加入者並びに運転者の故意・重大 な過失・法令違反
- (2)加入者と同じ世帯に属する親族の故意
- (3) 農機具が本来持っている欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の 自然消耗

- (4)故障(偶然な外来の事故に直接起因しない)、凍結、消耗 部品にのみ生じた損害
- (5)加入者の損害発生通知の遅延及び故意・重大な過失によ る事実に反する通知
- (6) 損害調査等に必要な書類の偽造・変造、調査の妨害
- (7)災害共済金の支払額合計が共済金額に相当する額以上 となり契約が消滅したときなど
- (8) 農作業以外の使用目的による事故

#### 6.告知義務

ご契約時にご契約者の方は、組合に重要な事項を申し出て いただく義務(告知義務)があります。農機具共済加入申込書 の記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除される か、共済金をお支払いできない場合があります。

#### 7.契約期間中の異動通知

ご契約期間中に加入申込みのときと異なる次のような事 実が発生した場合には、速やかにご連絡願います。加入者がこ の通知を怠たられたときは、共済金を支払えなくなったり、契 約を解除・失効しなければならなくなる場合があります。

- (1)他の保険(共済)等と契約した場合
- (2)共済目的を譲渡する場合
- (3) 共済目的を解体又は廃棄する場合
- (4) 共済目的が共済金を支払う場合の共済事故以外の原因に より破損した場合
- (5)共済目的について用途を変更し、または著しく改造した場合
- (6)格納場所又は設置場所を変更する場合
- (7)共済目的について危険が著しく増加する場合

#### 8.個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いについて

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情 報については、組合が、引受の判断、共済金の支払、共済契約の 継続・維持管理、各種サービスの提供、充実を行うために利用 します。

また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の 共済事業の案内等に必要な範囲で利用することがあります。

#### 9.その他の重要事項

当組合は、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状 況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

# 加入のお申込・お問い合わせは



富山県農業共済組合

TEL.076(461)5333 FAX.076(461)5334 富山市安養寺340-1

http://www.nosai-toyama.or.jp/

新川地域農業共済センター TEL.0765(72)0377 入善町青木1385-1 新川農業共済事務所 TEL.076(472)0577 上市町湯上野72 富山地域農業共済センター TEL.076(429)5006 富山市安養寺340-1 高岡地域農業共済センター 高岡市北島325-2 TEL.0766(28)0200 **砺波地域農業共済センター** 砺波市豊町2-11-14 TEL.0763(32)2277